

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

竜王町長

市町村名 (市町村コード)	竜王町 (253847)	
地域名 (地域内農業集落名)	庄 ()	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月30日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・庄地域は、竜王町の北部にある26戸の小さな集落
 ・「庄村の田んぼは庄村で守る」を合言葉に平成7年に庄農業生産組合を設立、さらに経営の安定化、営農体制の強化を図るため平成22年に全農家23戸が出資した法人組織、庄米工房を設立して農業経営の強化を図っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・法人では、水稻、小麦および大豆を生産しており、水稻においては県が指導する付加価値のある環境こだわり農産物を早くから全品種において生産するようにしている。
 ・引き続き、県・JA等の指導に基づき社会のニーズに合った品種、作物等の生産について検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.54 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.54 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 現状どおり
(2)農地中間管理機構の活用方針 現状どおり
(3)基盤整備事業への取組方針 ・効率的な農業経営が可能となるよう農地耕作条件改善事業により農用地の大区画化をR5からR6で実施。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・持続可能な組織ができるよう若い人材の育成が必要となることからH30に庄米工房青年会を組織して農業用機械の操作研修会を開催するなどして農作業に出役する環境整備を実施している。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・農業にかかる全工程を法人において取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②水稻において、滋賀県が推奨している環境こだわり米の作付けを引き続き進める。
- ③地上防除等について人力による実施とせずドローンを活用した実施を引き続き進める。